



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 東洋ビジネスエンジニアリング株式会社
代表者名 取締役社長 大澤 正典
(コード番号 4828 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 片山 博
電 話 03-3510-1600

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決定し、平成 28 年 6 月 22 日開催予定の第 37 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るうえで、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題と認識し、継続的にその充実に取り組んでおります。監査等委員会設置会社への移行により、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を目指して参ります。

(2) 移行の時期

平成28年6月22日開催予定の第37期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ①平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、新たな機関設計である「監査等委員会設置会社」が創設されました。当社は、取締役会の監督機能強化によるコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。また、監査等委員会設置会社への移行にあたり、取締役の員数の変

更を行うものであります。

②取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるものであります。なお、第 29 条第 1 項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

③上記変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 22 日 (水) (予定)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 22 日 (水) (予定)

以 上

別 紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (2) (省 略) (3) (省 略) <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を定める。なお、必要ある場合は、取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <li style="text-align: right;">(削 除) 3. <u>会計監査人</u> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(2) <u>当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (2) <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (3) <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <p>(代表取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長 1 名を定める。なお、必要ある場合は、取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、<u>取締役会長 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p>
	<p>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会規程) 第26条 (省 略)</p>	<p>(取締役会規程) 第27条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(社外取締役の責任限定契約) 第28条 (新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(2) (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
	<p>第30条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
	<p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p>
	<p>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(員数) 第29条 当社の監査役は、4名以内とする。	(削 除)
(選任方法) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 (2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削 除)
(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削 除)
(常勤監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削 除)
(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削 除)
(監査役会規程) 第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削 除)
(報酬等) 第35条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。	(削 除)
(社外監査役の責任限定契約) 第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。	(削 除)
第37条 ～ 第40条 (省 略)	第33条 ～ 第36条 (現行どおり)

以 上